

官報 号外

昭和五十三年十月十八日

○第八十五回 参議院會議録第六号

昭和五十三年十月十八日(水曜日)

午後四時二十三分開議

○議事日程 第六号

昭和五十三年十月十八日

午後四時開議

第一 医療法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 特定船舶製造業安定事業協合法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 日本放送協会昭和五十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

第四 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第四まで

一、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、無限連鎖講の防止に関する法律案(衆議院提出)

一、日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

○議長(安井謙吉) これより会議を開きます。

昭和五十三年十月十八日 参議院會議録第六号

日程第一 医療法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。社会労働委員長 長村孝吉君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

医療法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十三年十月十六日

参議院議長 安井 謙吉
衆議院議長 保利 茂

医療法の一部を改正する法律
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「形成外科」の下に「美容外科」を、「脳神経外科」の下に「呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科」を加え、同項第二号中「については歯科」の下に「矯正歯科、小児歯科」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔対馬孝吉君登壇、拍手〕

○対馬孝吉君 ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

医療法の一部を改正する法律案 特定船舶製造業安定事業協合法案

ます。

本法律案の内容は、近年における医学医療の著しい進歩に伴い、診療技術が専門分化していることにかんがみ、病院、診療所が広告できる診療科名を追加するものであり、医業については美容外科、呼吸器外科、心臓血管外科及び小児外科を、歯科医業については矯正歯科及び小児歯科を、それぞれ加えようとするものであります。

なお、本案は衆議院社会労働委員長長の提出によるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上報告をいたします。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙吉) 日程第二 特定船舶製造業安定事業協合法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。運輸委員長三木忠雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特定船舶製造業安定事業協合法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十三年十月十六日

参議院議長 安井 謙吉
衆議院議長 保利 茂

特定船舶製造業安定事業協合法案 特定船舶製造業安定事業協合法

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 設立(第十一条—第十六条)

第三章 管理(第十七条—第二十八条)

第四章 業務(第二十九条—第三十五条)

第五章 財務及び会計(第三十六条—第四十四条)

第六章 監督(第四十五条—第四十六条)

第七章 雑則(第四十七条—第五十一条)

第八章 罰則(第五十二条—第五十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 特定船舶製造業安定事業協会は、特定船舶製造業における計画的な設備の処理を促進するため、特定船舶製造業の用に供する設備及び土地の買取等を行うことにより、特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)と相まつて、特定船舶製造業における不況の克服と経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定船舶製造業」とは、最近における内外の経済的事情の著しい変化により、その船舶製造業における造船能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるため、その船舶製造業に属する事業者の相当部分の経営の著しい不安定が長期にわたり継続するおそれがあるとして認められる船舶製造業であつて、当該船舶製造業の用に供する設備の廃棄、長期の休止又は譲渡を行うことによりその事態を克服することが必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定船舶製造事業者」と

昭和五十三年十月十八日 参議院會議録第六号

特定船舶製造業安定事業協会の法

九二

は、特定船舶製造業に属する事業を営む者を用いる。

(法人格)

第三条 特定船舶製造業安定事業協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(数)

第四条 協会は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第五条 協会の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 協会は、必要があるときは、運輸大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により協会がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第六条 協会は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 協会は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第七条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者について第四十七条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、協会その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第八条 協会は、その名称中に特定船舶製造業安定事業協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に特定船舶製造業安定事業協会という文字を用いてはならない。

(登記)
第九条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、協会について準用する。

第二章 設立

(発起人)

第十一条 協会を設立するには、特定船舶製造業について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の人に対し協会に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(設立の認可等)

第十二条 発起人は、前条第二項の規定による募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十三条 運輸大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、特定船舶製造業における計画的な設備の処理の促進に寄与することが確実であると認められること。

第十四条 運輸大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者の

うちから、協会の会長、理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長又は監事となるべき者は、協会の成立の時に置いて、それぞれ第二十条第一項の規定により会長、理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第十五条 前条第一項の規定により会長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を会長となるべき者に引き継がなければならない。

2 会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の人に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)
第十六条 会長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款記載事項)

第十七条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 協会の定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員)
第十八条 協会の役員として、会長一人、理事長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置く。

2 協会の役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第十九条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、協会を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、協会の業務を監査する。

(役員任期)
第二十条 会長、理事長及び監事は、運輸大臣が任命する。

2 理事は、運輸大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(役員任期)
第二十一条 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)
第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)
第二十三条 運輸大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運輸大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第二十四条 役員(非常勤の理事を除く。)は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十五条 協会又は会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(評議員会)

第二十六条 協会に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以上以内で組織する。

3 評議員は、特定船舶製造業について学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(職員の任命)

第二十七条 協会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十八条 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第二十九条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 特定船舶製造業の用に供する設備及び土地を併せて買収すること(当該設備が設置されている事業場における特定船舶製造業のすべてが廃止される場合に限り。)

二 買収した設備の管理及び譲渡又は廃棄を行うこと。

三 買収した土地の再利用のための造成その他の管理及び譲渡を行うこと。

四 納付金を徴収すること。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 協会は、前項第六号に掲げる業務を行うおとすときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(業務実施計画)

第三十条 協会は、業務の開始前に、前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に関し、次の事項を記載した業務実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

一 業務の内容及びその実施時期

二 業務を実施するに必要な資金の額並びにその調達及び償還の方法

2 運輸大臣は、業務実施計画が次の各号に適合していると認めるときは、前項の認可をするものとする。

一 特定不況産業安定臨時措置法第三条第一項の規定に基づいて定められた船舶製造業に関する安定基本計画に定める設備の処理に関する事項を実現するために有効かつ適切なものであること。

二 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を確実に遂行するために適切なものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、特定船舶製造業における事業活動及び経営の状況等に応じ

て適切な配慮がなされているものであること。

(業務の委託)

第三十一条 協会は、運輸大臣の認可を受けて、その業務の一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第三十二条 協会は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(納付金)

第三十三条 特定船舶製造事業者は、運輸大臣が告示で定める日以後において、運輸省令で定める船舶の製造を内容とする請負契約を締結したときは、協会が行う第二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に要する経費の一部に充てるため、運輸省令で定めるところにより、協会に対し、当該請負契約に定められた船価に運輸大臣が毎年度定める納付金率を乗じて得た額の納付金を納付しなければならない。

2 前項の納付金率は、当該年度の開始前に、当該年度における同項の船舶の受注の見通し及び協会が行う第二十九条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の実施の見通しを基礎とし、特定船舶製造業における経営の安定に支障を与えないように配慮して定めるものとする。

3 運輸大臣は、第一項の納付金率を定めようとするときは、海運造船合理化審議会の意見を聴かなければならない。

4 運輸大臣は、第一項の納付金率を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(強制徴収)

第三十四条 協会は、前条第一項の納付金の納付義務者が納期限までに同項の納付金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 協会は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 協会は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、運輸大臣の認可を受けて、滞納処分をすることが出来る。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 協会は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る納付金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、運輸省令で定める場合は、この限りでない。

(資料の提出の請求)

第三十五条 協会は、第二十九条第一項第四号に掲げる業務を行うため必要があるときは、特定船舶製造事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない

い。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六條 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十七條 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第三十八條 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第三十九條 協会は、第三十七條又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十條 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

ない。

(借入金)

第四十一條 協会は、資金の借入れ(借換えを含む。)をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(補助金)

第四十二條 政府は、予算の範囲内において、協会に対し、その業務に要する経費の一部を補助することができる。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十三條 協会は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)

第四十四條 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第六章 監督

(監督命令)

第四十五條 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)

(報告及び検査)

第四十六條 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、協会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対しその委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

きる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 雑則

(出資者原簿)

第四十七條 協会は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができ、(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第四十八條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、協会の行う正当な行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(解散)

第四十九條 協会は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、協会の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第五十條 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五條第二項、第二十九條第二項、第三十條第一項、第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十七條又は第四十一條の認可をしようとするとき。

二 第三十八條第一項又は第四十三條の承認をしようとするとき。

三 第四十四條の運輸省令を定めようとするとき。

(他の法令の準用)

第五十一條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、協会の国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

第五十二條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会又は受託金融機関の役員又は職員は、十萬元以下の罰金に処する。

一 第四十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第四十六條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十三條 第三十五條第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、十萬元以下の罰金に処する。

第五十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第五十五條 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした協会の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十九条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十五条の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

第五十六条 第八条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に特定船舶製造業安定事業協会という文字を用いてゐる者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 この法律の施行後最初に定めるべき納付金率については、第三十三条第二項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「前項に規定する日前に」とする。

第四条 協会の最初の事業年度は、第三十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十四年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「危険物保安技術協会」の下に「特定船舶製造業安定事業協会」を加える。

(所得税法の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定船舶製造業安定事業協会
業協会法(昭和五十二年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定船舶製造業安定事業協会
業協会法(昭和五十二年法律第 号)

(運輸省設置法の一部改正)

第九条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号の四の次に次の一号を加える。

加える。

十六の四の二 特定船舶製造業安定事業協会を監督すること。

第二十四条第一号の四の次に次の一号を加える。

一 五 特定船舶製造業安定事業協会に関すること。

「三木忠雄君登壇、拍手」

○三木忠雄君 ただいま議題となりました特定船舶製造業安定事業協会法案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本法律案は、最近における船舶製造業をめぐる内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定船舶製造業における不況の克服と経営の安定を図るため、設備の計画的な処理を促進しようとするもので、その主な内容は、特定船舶製造業の用に供する設備及び土地の買収等を行う特定船舶製造業安定事業協会を設立することとし、協会設立の手續、業務内容、協会に対する納付金制度等、所要の規定を設けようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願いたいと思ひます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、青木理事より、各派共同提案による、造船不況対策の推進と雇用の安定を内容とする附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第三 日本放送協会昭和五十年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長赤桐操君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本放送協会昭和五十年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右 国会に提出する。

昭和五十二年三月四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

日本放送協会昭和50年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

51 検 第 482 号

昭和51年12月4日

内閣総理大臣 三木 武夫殿

会計検査院長 佐藤 三郎郎

日本放送協会昭和50年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和50年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和50年度財産目録

財 産 目 録

昭和51年3月31日現在

科 目	内 容		合 計
	摘 要	金 額	
(資産の部)		円	円
流動資産			22,203,802,318
現金預金	現金	42,782,474	6,800,283,654
	預金	6,757,501,180	
受信料未収金	受信料未収金	4,359,280,418	1,859,280,418
	未収受信料欠損引当金	2,500,000,000	
有価証券	受信料未収金の収納不能見越額	△ 2,500,000,000	9,217,510,350
	金融債ほか		

財 産 品	前 払 費 用	その他の流動資産	未 収 金	有価証券利息ほか	111,601,740
			差入保証金	建物賃借保証金ほか	2,640,599,698
			保管有価証券	集金委託保証預り有価証券	1,574,526,463
			仮払金	諸立替払金	
固定資産					123,411,969,356
有形固定資産					122,275,613,968
建物			減価償却引当金	演奏所、放送所ほか	51,811,151,586
				同上減価償却引当金	
構築物			減価償却引当金	空中線設備ほか	21,926,963,041
				同上減価償却引当金	
機械			減価償却引当金	放送設備ほか	32,385,540,846
				同上減価償却引当金	
器具什器			減価償却引当金	楽器、事務用什器ほか	346,309,250
				同上減価償却引当金	
土地			減価償却引当金	演奏所・放送所敷地ほか	15,143,182,574

2 昭和50年度貸借対照表

貸借対照表
昭和51年3月31日現在

(科目)	(金額)	(金額)
流動資産		
現金預金	4,359,280,418	6,800,283,654
受取金	△ 2,500,000,000	1,859,280,418
未収受取料欠損引当金		9,217,510,350
有価証券		111,601,740
貯蔵品		2,640,599,693
前払費用		1,574,528,463
その他の流動資産		22,203,802,318
流動資産合計		22,203,802,318
固定資産		
有形固定資産		
建物	74,077,581,308	51,811,151,536
建物減価償却引当金	△ 22,266,379,772	
構築物	38,184,153,426	21,926,963,041
構築物減価償却引当金	△ 16,257,190,385	
機械	127,548,777,400	32,335,540,846
機械減価償却引当金	△ 95,213,236,564	
器具什器	986,434,364	846,308,250
器具什器減価償却引当金	△ 590,125,114	
土地		15,143,182,574
建設仮勘定		712,466,721
無形固定資産		1,136,355,388

建設仮勘定	712,466,721	無形固定資産	1,136,355,388
無形固定資産	1,136,355,388	施設利用権ほか	1,298,000,000
特 定 資 産	1,298,000,000	放送債券償還資金積立金	215,115,225
放送債券償還積立資産	215,115,225	演藝所敷地賃借料未経過分ほか	31,544,589
繰 勘 定	31,544,589	放送債券発行差金未償却額	183,570,636
長期前払費用	183,570,636	放送債券利息ほか	1,903,593,491
放送債券発行差金	183,570,636	翌年度分受取料の収納額	15,290,698,824
資 産 合 計	147,128,886,899	その他の流動負債	431,975,542
(負債の部)		前 受 取 金	9,386,323
流動負債	17,626,262,857	預り有価証券	69,947,500
未 払 金	1,903,593,491	集金委託保証有価証券	20,000
受取料前受金	15,290,698,824	源泉徴収所得税ほか	352,621,719
その他の流動負債	431,975,542	固定負債	55,511,000,000
		放送債券	12,980,000,000
		長期借入金	37,781,000,000
		退職手当引当金	4,750,000,000
		負債合計	73,137,262,857

(大 中) 附

固定資産合計	128,411,969,356
特 定 資 産	1,298,000,000
放送債券償還預立資産	1,298,000,000
繰 延 勘 定	
長期前払費用	31,544,589
放送債券発行差金	183,570,636
繰 延 勘 定 合 計	215,115,225
資 産 合 計	147,128,886,899
(負債の部)	
流動負債	
未 払 金	1,903,593,491
受信料前受金	15,290,693,824
その他の流動負債	431,975,542
流動負債合計	17,626,262,857
固定負債	
放送債権	12,980,000,000
長期借入金	37,781,000,000
退職手当引当金	4,750,000,000
固定負債合計	55,511,000,000
負債合計	73,137,262,857
(資本の部)	
資 本	75,000,000,000
積 立 金	17,897,279,642
当期事業収支差金	△ 18,905,655,600
資 本 合 計	73,991,624,042
負債資本合計	147,128,886,899

3 昭和50年度損益計算書

損 益 計 算 書

昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで

科 目	金 額
経 常 事 業 収 入 科	円 131,373,962,548
受 信 金 収 入	128,370,501,630
交 付 金 収 入	362,016,800
雑 収 入	2,651,434,118
経 常 事 業 支 出	149,343,750,401
給 与	58,207,414,727
国 内 放 送 費	35,833,008,550
国 際 放 送 費	865,185,870
調 査 研 究 費	18,773,933,245
管 理 費	1,803,153,877
減 価 償 却 費	17,237,133,737
財 務 費	12,964,635,997
経 常 事 業 収 支 差 金	3,659,306,398
特 別 収 入	△ 17,969,827,353
特 別 収 入	592,935,254
特 別 収 入	561,274,165
特 別 収 入	10,556,176
特 別 収 入	21,104,913
特 別 収 入	426,540,381
特 別 収 入	81,852,775
特 別 収 入	1,020,369,845
当期事業収支差金	△ 18,905,655,600

4 昭和50年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書
昭和50年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、昭和50年度において、前年度以来の社会経済情勢の激しい変動等による極めてきびしくかつ困難な財政状況のもとにあつたが、その事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及とすべた放送の実施に努めるとともに、極力受信契約者の増加と事業運営の合理化、効率化を図り、放送を通じて国民生活の充実に資するよう努めた。

当年度末の資産及び負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額1,471億2,888万6千円に対し、負債総額781億3,726万2千円、資本の部における資本750億円、積立金178億9,727万9千円、当期事業収支差金△189億565万5千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入1,313億7,395万3千円に対し、経常事業支出は1,493億4,378万円であり、差し引き経常事業収支差金は△179億6,982万7千円である。

これに特別収入5億9,293万5千円を加え、特別支出15億2,876万3千円を差し引いた当期事業収支差金は△189億565万5千円である。

2 資産及び負債並びに損益の状況

当年度末における資産、負債の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表

ア 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の1,544億1,681万5千円に比べ72億8,792万9千円減少し、1,471億2,888万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和49年度末		昭和50年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流動資産	29,387,111	19.0	22,203,802	15.1	△ 7,183,309
固定資産	124,029,788	80.8	123,411,969	83.9	△ 617,819
特定資産	886,000	0.6	1,238,000	0.9	412,000
繰延勘定	113,916	0.1	215,115	0.1	101,199
合 計	154,416,815	100.0	147,128,886	100.0	△ 7,287,929

イ 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の293億8,711万1千円に比べ71億8,330万9千円減少し、222億380万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和49年度末	昭和50年度末	増	減
現金預金	12,019,728	6,800,284	△	5,219,444
受信料未収金	1,860,774	1,859,281	△	1,493
有価証券	11,489,340	9,217,510	△	2,281,830
貯蔵品	122,984	111,601	△	11,383
前払費用	2,350,358	2,640,600		290,242
その他の流動資産	1,533,977	1,574,526		40,549
合 計	29,387,111	22,203,802	△	7,183,309

注1 現金預金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
現金	42,783	
預金	6,757,501	
合 計	6,800,284	

注2 受信料未収金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受信料未収金	4,359,281	当年度末の受信料未収額
未収受信料欠損引当金	△ 2,500,000	翌年度における収納不能見越額
合 計	1,859,281	

注3 有価証券 (単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
金 融 債	4,904,000	4,865,152	4,865,152	興業債券ほか
政 府 保 証 債	2,373,000	2,356,597	2,356,597	鉄道債券ほか
電 信 電 話 債	1,355,715	1,352,761	1,352,761	
国 債	500,000	493,750	493,750	
事 業 債	150,000	149,250	149,250	電力債券
合 計	9,282,715	9,217,510	9,217,510	

注4 貯蔵品 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
フイルム製品	88,026	
放送記念品	17,736	
被 服	839	
合 計	111,601	

注5 前払費用 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
長期借入金利息	429,358	
翌年度番組組費	1,072,284	
翌年度受信料収納経費	884,865	
その他の前払費用	254,093	自動車損害賠償責任保険保険料ほか
合 計	2,640,600	

注6 その他の流動資産 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
未 収 金	885,153	有価証券利息ほか
差 入 保 証 金	788,780	建物賃借保証金ほか
保 管 有 価 証 券	20	集金委託保証預り有価証券
仮 払 金	573	諸立替払金
合 計	1,574,526	

(イ) 固定資産 (単位 千円)

区 分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	減価償却累計額	差引当年度末高
有形固定資産	238,194,770	13,088,253	4,680,477	256,602,546	134,326,932	122,275,614
建物	78,147,981	1,087,363	157,783	74,077,531	22,266,380	51,811,151
構築物	33,951,274	4,384,095	151,215	38,184,154	16,257,190	21,926,964
機械	124,892,519	6,722,667	4,066,208	127,548,778	95,213,237	32,335,541
器具什器	929,889	15,351	8,756	936,484	590,125	346,309
土地	14,954,186	217,525	28,529	15,143,182	—	15,143,182
建設仮勘定	319,221	661,252	268,006	712,467	—	712,467
無形固定資産	1,426,630	133,453	5,958	1,554,125	417,770	1,136,355
合 計	249,621,400	13,221,706	4,686,435	258,156,671	134,744,702	123,411,969

注1 当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、129億708万円であり、これは総合、教育テレビジョン局の建設、放送設備の整備等を実施したためである。

注2 当年度末の建設仮勘定は、テレビジョン局建設工事等未完成のものである。

(ウ) 特定資産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

区 分	昭和49年度末	昭和50年度		年度末
		増	減	
放送債券償還積立資産	886,000	1,298,000	886,000	1,298,000

(単位 千円)

(四)繰延勘定
翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の1億1,391万6千円に比べ、1億119万9千円増加し、2億1,511万5千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和49年度末	昭和50年度末	増 減	
			増	減
長期前払費用	31,420	31,544		124
放送債券発行差金	82,496	183,571		101,075
合 計	113,916	215,115		101,199

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の615億1,953万6千円に比べ116億1,772万6千円増加し、731億3,726万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和49年度末		昭和50年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流動負債	16,428,536	26.7	17,626,262	24.1	1,197,726
固定負債	45,091,000	73.3	55,511,000	75.9	10,420,000
合 計	61,519,536	100.0	73,137,262	100.0	11,617,726

ロ 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の164億2,868万6千円に比べ11億9,772万6千円増加し、176億2,626万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和49年度末	昭和50年度末	増 減	
			増	減
未払金	1,774,883	1,903,593		128,700
受信料前受金	14,232,513	15,280,694		1,058,181
その他の流動負債	421,130	431,975		10,845
合 計	16,428,536	17,626,262		1,197,726

(単位 千円)

注1 未払金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
放送債券利息	101,127	
放送債券利ほか諸経費	1,347,738	
回線専用利ほか諸経費	454,728	機器購入代金ほか
合 計	1,903,593	

注2 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受信料前受金	15,290,694	翌年度分受信料の収納額

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前受り収益金	9,386	部外技術協力料
預り有価証券	69,947	集金委託保証金
預り有価証券	20	集金委託保証有価証券
仮受金	352,622	源泉徴収所得税ほか
合 計	431,975	

(4) 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の450億9,100万円に比べ104億2,000万円増加し、555億1,100万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和49年度末	昭和50年度末	増 減
放 送 債 券	8,860,000	12,980,000	4,120,000
長 期 借 入 金	31,781,000	37,781,000	6,000,000
退職手当引当金	4,450,000	4,750,000	300,000
合 計	45,091,000	55,511,000	10,420,000

注 放送債券及び長期借入金

(単位 千円)

区 分	昭和49年度末	昭和50年度		年度末
		増	減	
放 送 債 券	8,860,000	6,000,000	1,880,000	12,980,000
長 期 借 入 金	31,781,000	6,000,000	0	37,781,000
合 計	40,641,000	12,000,000	1,880,000	50,761,000

ウ 資本の部

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の928億9,727万9千円に比べ189億565万5千円減少し、739億9,162万4千円となり、その内容は次のとおりである。

エ 資 本

750億円

- 旧社団法人日本放送協会から承継した純資産 1億6,887万5千円
- 固定資産の再評価益を資本に組み入れた額 30億8,887万7千円
- 積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額 717億4,804万8千円
- 前年度末の219億2,017万2千円から前年度の当期事業収支差金△40億2,289万3千円を差し引いた結果である。

- (4) 積立金 178億9,727万9千円
- (5) 当期事業収支差金 △ 189億565万5千円
- (2) 損益計算書
- テ 経常事業収支

経常事業収入1,813億7,895万3千円に対し、経常事業支出は1,408億4,378万円であり、差し引き経常事業収支差金は△179億6,982万7千円である。

なお、前年度決算額の経常事業収入1,257億8,680万円、経常事業支出1,288億3,378万2千円に比較すれば、経常事業収入は55億8,765万3千円、経常事業支出は195億999万8千円の増加である。

(7) 経常事業収入

経常事業収入の増加は、主としてカラー受信契約者の増加に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和49年度	昭和50年度	増 減
受 信 料 入	122,474,720	128,370,502	5,895,782
交 付 金 収 入	293,053	352,017	58,964
雑 収 入	3,018,547	2,651,434	△ 367,113
合 計	125,786,300	131,373,953	5,587,653

注1 受 信 料

(単位 千円)

区 分	昭和49年度	昭和50年度	増 減
普 通 受 信 料	19,689,214	15,385,314	△ 4,303,900
カ ラ ー 受 信 料	102,785,506	113,085,188	10,299,682
合 計	122,474,720	128,370,502	5,895,782

なお、有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区 分	昭和49年度	昭和50年度	増 減
普 通 受 信 料	6,264	1,453	△ 4,811
カ ラ ー 受 信 料	4,811	3,843	△ 968

カ ラ ー 契 約	年 度 初 頭 加 末	18,290 2,172 20,462	20,462 1,656 22,118
契 約 総 数	年 度 初 頭 加 末	24,554 719 25,273	25,273 688 25,961

注2 交付金収入

(単位 千円)

区 分	昭 和 49 年 度	昭 和 50 年 度	増 減
国際放送関係政府交付金	245,274	342,344	97,070
通称放送関係交付金	47,759	9,673	△ 38,086
合 計	293,033	352,017	58,984

注3 雑収入

(単位 千円)

区 分	昭 和 49 年 度	昭 和 50 年 度	増 減
受 入 利 息	1,776,574	1,408,700	△ 367,874
雑 入 金	1,241,973	1,242,734	761
合 計	3,018,547	2,651,434	△ 367,113

(イ) 経常事業支出

昭和50年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

区 分	昭 和 49 年 度	昭 和 50 年 度	増 減
給 内 放 送 与	49,776,443	58,207,415	8,430,972
国内放送	31,073,430	35,333,008	4,259,578
国際放送	810,677	865,189	54,512
調査研究	14,732,394	18,773,933	4,041,539
管理	1,711,165	1,803,154	91,989
減価償却	14,305,085	17,237,139	2,932,104
財務	13,933,770	12,964,636	969,134
合 計	3,490,868	3,669,306	△ 168,438
合 計	129,833,732	149,343,780	19,509,998

注1 給 与

(単位 千円)

区 分	昭 和 49 年 度	昭 和 50 年 度	増 減
給 料 手 当	49,089,994	57,638,397	8,548,403
労 務 費	686,449	569,018	△ 117,431
合 計	49,776,443	58,207,415	8,430,972

注2 国内放送費

(単位 千円)

区 分	昭 和 49 年 度	昭 和 50 年 度	増 減
番組組費用	19,688,850	23,206,474	3,517,624
技術運用費	7,042,977	8,119,573	1,076,596
通信施設費	4,341,603	4,506,961	165,358
合 計	31,073,430	35,833,008	4,759,578

14

注 3 営 業 費 (単位 千円)

区 分	昭 和 49 年 度	昭 和 50 年 度	増 減
広 報・受 信 改 善 費	1,074,785	1,472,680	397,895
契 約 収 納 費	11,857,609	14,801,263	2,943,644
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	1,800,000	2,500,000	700,000
合 計	14,732,394	18,773,933	4,041,539

注 4 管 理 費 (単位 千円)

区 分	昭 和 49 年 度	昭 和 50 年 度	増 減
一 般 管 理 費	1,468,844	1,380,197	88,647 △
施 設 管 理 費	2,434,234	2,525,347	91,113
厚 生 保 健 費	6,497,243	7,982,534	1,485,291
退 職 手 当 そ の 他	3,904,714	5,349,061	1,444,347
合 計	14,305,035	17,237,139	2,932,104

注 5 減 価 償 却 費 (単位 千円)

区 分	取 得 価 額	当 年 度 償 却 額	償 却 額 累 計	現 在 価 額
有 形 固 定 資 産	256,602,546	12,977,087	134,326,932	122,275,614
建 物	74,077,581	1,241,596	22,266,380	51,811,151
構 築 物	38,184,154	1,744,721	16,257,190	21,926,964
機 器 具	127,548,778	9,951,798	96,213,237	32,335,541
土 地	936,434	38,972	590,125	346,309
建 設 仮 勘 定 資 産	15,143,182	—	—	15,143,182
無 形 固 定 資 産	712,467	—	—	712,467
合 計	1,554,125	87,549	417,770	1,136,585
合 計	258,156,671	12,964,636	134,744,702	123,411,969

注 6 財 務 費 (単位 千円)

区 分	昭 和 49 年 度	昭 和 50 年 度	増 減
支 払 利 息	3,439,380	3,555,270	115,890
放 送 債 券 発 行 差 金 償 却 等	51,488	104,036	52,548
合 計	3,490,868	3,659,306	168,438

イ 特 別 収 支

固定資産売却益等の特別収入は 5 億 9,293 万 5 千円であり、固定資産売却損等の特別支出は 15 億 2,876 万 3 千円であり、その内容は次のとおりである。

ロ 特 別 収 入

区 分	金 額	摘 要
固 定 資 産 売 却 益	561,275	
固 定 資 産 受 贈 益	10,566	
過 年 度 損 益 修 正 益	21,104	固定資産の造成による評価益
合 計	592,935	

ハ 特 別 支 出

区 分	金 額	摘 要
固 定 資 産 売 却 損	426,540	
固 定 資 産 除 却 損	81,853	
過 年 度 損 益 修 正 損	1,020,370	昭和 49 年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正損
合 計	1,528,763	

ニ 当 期 事 業 収 支 差 金

经常事業収支差金 △179 億 6,982 万 7 千円に特別収入 5 億 9,293 万 5 千円を加え、特別支出 15 億 2,876 万 3 千円を差し引いた当期事業収支差金は △189 億 565 万 5 千円である。

ホ 収 入 支 出 の 決 算 の 状 況

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表
(事業収支)

収 入 支 出 決 算 表

昭和50年度

款	項	算 額					決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3) - (4)
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)		合 計 (1)+(2) (3)			
			第 4 条 流 用	第 6 条 予 備 費		増 減 額 計		
事 業 収 入	受 信 料	131,329,680,000 ^円	0 ^円	0 ^円	0 ^円	131,329,680,000 ^円	131,966,887,802 ^円	△ 637,207,802 ^円
	交 付 金 収 入	127,973,431,000	0	0	0	127,973,431,000	128,370,501,630	△ 397,070,630
	雑 収 入	350,114,000	0	0	0	350,114,000	352,016,800	△ 1,902,800
	特 別 収 入	2,511,155,000	0	0	0	2,511,155,000	2,651,434,118	△ 140,279,118
		494,980,000	0	0	0	494,980,000	592,935,254	△ 97,955,254
	給 内 放 送 与	152,908,680,000	0	0	0	152,908,680,000	150,372,543,402	2,036,136,598
	給 内 放 送 費	57,943,294,000	0	430,000,000	0	58,378,294,000	58,207,414,727	170,879,273
	国 際 査 究 費	37,321,602,000	△ 1,160,000,000	100,059,000	△ 1,059,941,000	36,261,661,000	35,333,008,550	423,652,450
	国 際 査 究 費	947,135,000	0	0	0	947,135,000	855,188,870	81,946,130
	放 送 査 究 費	18,513,218,000	0	357,126,000	0	18,870,344,000	18,773,983,245	96,410,755
事 業 支 出	査 究 費	1,843,815,000	0	0	0	1,843,815,000	1,803,153,877	40,661,122
	調 査 費	17,247,806,000	0	15,483,000	0	17,263,389,000	17,237,138,737	26,250,263
	管 理 費	12,980,000,000	0	0	0	12,980,000,000	12,964,635,997	25,364,003
	減 価 償 却 費	4,627,260,000	0	0	0	4,627,260,000	3,659,306,398	967,953,602
	特 殊 支 出 費	369,450,000	1,160,000,000	0	1,160,000,000	1,529,450,000	1,528,763,001	686,999
	予 備 金	1,100,000,000	0	902,668,000	△ 902,668,000	197,332,000	0	197,332,000
	事 業 収 支 差 金	△ 21,579,000,000	0	0	△ 21,579,000,000	△ 21,579,000,000	△ 18,905,655,600	△ 2,673,344,400

(資本収支)

款	項	算 額			決 算 額 (4)	繰 越 額 (5)	予 算 残 額 (3)-(4)-(5)
		予 算 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)	合 計 (1)+(2) (3)			
資 本 収 入	減 価 償 却 引 当 金	37,757,000,000 ^円	0	37,757,000,000 ^円	35,060,706,423 ^円	0	2,696,293,577 ^円
		12,990,000,000	0	12,990,000,000	12,964,635,997	0	25,364,003

昭和五十三年十月十八日 参議院会議録第六号

日本放送協会昭和五十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書、地方交付税法等の一部を改正する法律案

一六六

前 期 繰 越 金 受 入 れ	資 産 受 入 れ	放 送 債 券 還 積 立 資 産 も ど し 入 れ	放 送 債 借 入 金	建 設 費	放 送 債 券 還 積 立 資 産 繰 入 れ	放 送 債 借 入 金
8,700,000,000	381,000,000	886,000,000	6,000,000,000	16,178,000,000	1,298,000,000	1,880,000,000
0	0	0	0	0	0	0
8,700,000,000	381,000,000	886,000,000	6,000,000,000	16,178,000,000	1,298,000,000	1,880,000,000
8,700,000,000	510,070,426	886,000,000	6,000,000,000	16,085,079,530	1,298,000,000	1,880,000,000
0	0	0	0	0	0	0
△	129,070,426	0	0	92,920,470	0	0
0	0	0	0	82,920,470	0	0
2,800,000,000						

前期繰越金	8,706,415,343円	(このうち、債務返還の一部繰越額	8,700,000,000円)
債務返還繰越額の事業支出への充当	△8,700,000,000円		
当年度収支差金発生額	69,971,298円	(事業収支差金△18,905,665,600円、	資本収支差金18,975,626,893円)
後期繰越金	76,386,696円		

〔赤桐操君登壇、拍手〕

○赤桐操君　ただいま議題となりました案件について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和五十年度決算に係るものでありまして、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て内閣より提出されたものであります。

まず、その概要を申し上げますと、協会の五十年度末における財産状況は、資産総額一千四百七十一億二千九百万円、負債総額七百三十一億三千七百万円、資本総額七百三十九億九千二百万円となっております。

また、当年度中の損益の状況は、経常事業収入一千三百十三億七千四百万円に対し、経常事業支出一千四百九十三億四千四百万円であり、差し引き経常事業収支は百七十九億七千万円の欠損である。

り、これに固定資産売却損益等の特別収支を含めた事業収支全体では百八十九億六百万円の欠損となっており、なっております。

なお、この欠損金は資本収支の差金をもって補てんされております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない」旨の検査結果が付されております。

委員会におきましては、災害時における報道体制を初め、番組編集のあり方、経営委員会の構成、今後の経営見通しなど、協会運営の各般にわ

たる問題のほか、FM・多重放送の普及、辺地テレビ難視の解消促進と地域住民の負担軽減、成田新国際空港の開港に伴う受信障害対策等について政府並びに協会当局等に質疑を行い、慎重審議の結果、本件については全会一致をもってこれを是認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長(安井隣君) これより採決をいたします。
 本件は委員長報告のとおり是認することに賛成
 の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決しました。

○議長(安井謙君) 日程第四 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員
長永野巖雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

10

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年十月十六日
衆議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙殿

地方交付税法の一部改正

十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項第三号中「附則第八条の三

附則第八條の三第二項第三号中「次項」を「第四項」に改め、同条第三項の表を次のように改

め、同項を同条第四項とする。

年 度	臨時地方特別交付金の額
昭和五十九年度	四百八十億円
昭和六十年年度	五百四十億円
昭和六十一年度	六百十億円
昭和六十二年度	六百八十億円
昭和六十三年度	七百七十億円
昭和六十四年度	八百六十億円
昭和六十五年年度	九百六十億円
昭和六十六年度	千七百十億円
昭和六十七年度	千九百十億円
昭和六十八年度	千三百三十七億五千万円

附則第八條の三第二項の次に次の一項を加える。

3 昭和五十三年度における第一項の借入純増加額については、同項中「二分の一に相当する額」とあるのは、「二分の一に相当する額(当該借入純増加額のうち九百六十億円については、その十分の一に相当する額)」とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「一兆五千五百億円」を「一兆六千四百六十億円」に改め、同項の表中「五千九百二十億円」を「五千九百七十億円」に、「六千六百九十九億八千万円」を「六千七百五十九億八千万円」に、「五千二百九十一億円」を「五千三百六十億円」に、「三千二百億円」を「三千二百八十億円」に、「千三百九十億円」を「千四百八十億円」に、「千五百六十億円」を「千六百六十億円」に、「千七百四十億円」を「千八百五十億円」に、「千

九百五十億円」を「二千七百七十億円」に、「二千九百十億円」を「二千三百二十億円」に改める。

附則第八條第三号中「附則第八條の三第三項」を「附則第八條の三第四項」に改め、同号の表を次のように改める。

年 度	臨時地方特別交付金の額
昭和五十九年度	四百八十億円
昭和六十年年度	五百四十億円
昭和六十一年度	六百十億円
昭和六十二年度	六百八十億円
昭和六十三年度	七百七十億円
昭和六十四年度	八百六十億円
昭和六十五年年度	九百六十億円
昭和六十六年度	千七百十億円
昭和六十七年度	千九百十億円
昭和六十八年度	千三百三十七億五千万円

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔永野龍雄君登壇、拍手〕

○永野龍雄君 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

今回の補正予算において、昭和五十二年分所得税の特別減税による減収が歳入に計上されたことに伴い、地方交付税も九百六十億円の落ち込みを生ずることとなったのでありますが、本法律案は、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金も九百六十億円増額することとし、

この借入金の償還金については、昭和五十九年度から昭和六十八年度までの各年度において、それぞれの償還額と同額の臨時地方特別交付金を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、明年度地方財政収支の見通しと財源対策、一般消費税構想と地方自主財源の強化対策、経済不況と地域政策のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることを御了承願います。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) この際、日程に追加して、

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称す者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。公職選挙法改

正に関する特別委員長原文兵衛君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年十月十六日

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙殿

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に関する法律案
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に関する法律

(選挙期日)

第一条 昭和五十四年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第

昭和五十三年十月十八日 参議院會議録第六号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

一〇八

一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては昭和五十四年四月八日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十二日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和五十四年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号の区分に応じ当該各号に掲げる日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

8 第一項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和五十四年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号の区分に応じ当該各号に掲げる日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条

第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。
(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる日に告示しなければならない。

一 都道府県知事選挙 昭和五十四年三月十日
四日
二 指定都市の長の選挙 昭和五十四年三月十九日

三 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙 昭和五十四年三月二十七日

四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 昭和五十四年四月十二日

五 町村の議会の議員及び長の選挙 昭和五十四年四月十五日
(同時選挙)

第三条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法百十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員及び長の選挙並びに当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙は、公職選挙法百十九条第二項の規定により同時に行う。

の議員及び長の選挙並びに当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙は、公職選挙法百十九条第二項の規定により同時に行う。

(重複立候補の禁止)

第四条 第一条の規定により昭和五十四年四月八日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、当該選挙が行われる区域)の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十二日に行われる選挙における公職の候補者となることできない。

2 前項の規定により公職の候補者となることできない者は、公職選挙法第六十八条第二号(同法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。)及び第八十六条第九項の規定の適用については、同法第八十七条の規定により公職の候補者となることできない者とみなす。

(後援団体に關する寄附等の禁止期間)

第五条 第一条第一項の規定により行われる選挙について、公職選挙法百九十九条の五の規定を適用する場合には、同条第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

(共済給付金の特例)

第六条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の議

会の議員が第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙における公職の候補者となるため昭和五十四年三月二十七日から同月三十一日までの間に退職した場合又は当該期間内に当該公職の候補者としての届出(推薦届出を含む。)がされたことにより公職選挙法第九十条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合であつて、政令で定める場合におけるその者に係る地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第百五十八条に規定する共済給付金については、その者は、当該市町村の議会の議員の任期満了の日(その日が昭和五十四年四月八日以後であるときは、同月七日)まで引き続き当該議員として在職したものとみなす。

(政令への委任)

第七条 第二条から前条までに規定するもののほか、第一条の規定により地方公共団体の議会の議員及び長の選挙が行われることに伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔原文兵衛君登壇、拍手〕

○原文兵衛君 ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案について、公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が昭和五十四年三月から五月にかけて満了することとなっている実情にかんがみて、これらの選挙の期日を、都道府県及び指定

都市の議会の議員及び長の選挙は昭和五十四年四月八日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙は四月二十二日に統一することとし、それに伴う所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、選挙期日の統一の効果、選挙期日の設定の仕方、地方選挙における公報の発行、在宅投票制度の拡充等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) この際、日程に追加して、無限連鎖講の防止に関する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。物価等対策特別委員長夏目忠雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

無限連鎖講の防止に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十三年十月十六日

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙殿

無限連鎖講の防止に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、無限連鎖講が、終局において破たんすべき性質のものであるのかかわらずに、加入者の射幸心をあおり、加入者の相当部分の者に経済的な損失を与えるに至るものであることにかんがみ、これに関与する行為を禁止するとともに、その防止に関する調査及び啓もう活動について規定を設けることにより、無限連鎖講がもたらす社会的な害悪を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「無限連鎖講」とは、一定額の金銭を支出する加入者が無限に増加するものであるとして、先に加入した者が先順位者、以下これに連鎖して段階的に二以上の倍率をもつて増加する後続の加入者がそれぞれの段階に応じた後順位者となり、順次先順位者が後順位者の支出する金銭から自己の支出した額を上回る額の金銭を受領することを内容とする金

銭配当組織をいう。

(無限連鎖講の禁止)

第三条 何人も、無限連鎖講を開設し、若しくは運営し、無限連鎖講に加入し、若しくは加入することを勧誘し、又はこれらの行為を助長する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第四条 国及び地方公共団体は、無限連鎖講の防止に関する調査及び啓もう活動を行うように努めなければならない。

(罰則)

第五条 無限連鎖講を開設し、又は運営した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六条 業として無限連鎖講に加入することを勧誘した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七条 無限連鎖講に加入することを勧誘した者は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

〔夏目忠雄君登壇、拍手〕

○夏目忠雄君 ただいま議題となりました無限連鎖講の防止に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、衆議院物価問題等に関する特別委員長提出によるものでありまして、無限連鎖講、いわゆるネズミ講が終局において破綻すべき性質のものであるにもかかわらず、いたずらに関係者の射幸心をあおり、加入者の相当部分の者に経済的な損失を与えるに至るものであるため、この開設、運営など無限連鎖講に関与する行為を禁止して罰則を設けるとともに、その防止に関する調査及び啓蒙活動を推進し、無限連鎖講がもたらす社会的な害悪を防止しようとするものであります。

委員会におきましては、立案に至るまでの経緯、立法の趣旨及び運用、法施行までの経過措置、ネズミ講の被害の実態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) この際、日程に追加して、

昭和五十三年十月十八日 参議院会議録第六号 議事日程追加の件 日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙吉) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長菅野儀作君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年十月十六日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙吉

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

日本国及び中華人民共和国は、

千九百七十二年九月二十九日に北京で日本国政府及び中華人民共和国政府が共同声明を發出して以来、両国政府及び両国民の間の友好関係が新しい基礎の上に大きな発展を遂げていることを満足

の意をもつて回顧し、前記の共同声明が両国間の平和友好関係の基礎となるものであること及び前記の共同声明に示された諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認し、

国際連合憲章の原則が十分に尊重されるべきことを確認し、

アジア及び世界の平和及び安定に寄与することを希望し、

両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、

平和友好条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

日本国 外務大臣 園田 直
中華人民共和国 外交部長 黄 華

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

1 両締約国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるも

のとする。

2 両締約国は、前記の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し及び武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。

第二条

両締約国は、そのいずれも、アジア・太平洋地域においても又は他のいづれの地域においても覇権を求めず、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国又は国の集団による試みにも反対することを表明する。

第三条

両締約国は、善隣友好の精神に基づき、かつ、平等及び互恵並びに内政に対する相互不干渉の原則に従い、両国間の経済関係及び文化関係の一層の発展並びに両国民の交流の促進のために努力する。

第四条

この条約は、第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。

第五条

1 この条約は、批准されるものとし、東京で行われる批准書の交換の日に効力を生ずる。この条約は、十年間効力を有するものとし、その後、2の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の十年の期間の満了の際又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百七十八年八月十二日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国のために

園田 直

中華人民共和国のために

黄 華

〔菅野儀作君登壇、拍手〕

○菅野儀作君 ただいま議題となりました日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この条約は、一九七二年の日中共同声明第八項において、日中両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約の締結交渉を行う旨合意したことに従い、日中両政府間で交渉を行った結果、本年八月十二日に北京で署名調印されたものでありまして、日中両国が主権・領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政不干渉、平等互恵及び平和共存の諸原則の基礎の上に恒久的な平和友好関係を発展させること、日中両国の相互関係においてすべての紛争を平和的手段で解決し、武力または武力による威嚇に訴えないこと、日中両国は、いずれも、アジア・太平洋地域または他のいづれの地域においても覇権を求めずべきでは

なく、また、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国または国の集団による試みにも反対すること、日中両国は、両国間の経済文化関係の一層の発展と両国民の交流の促進のために努力すること、この条約は、第三国との関係に関する日中各国の立場に影響を及ぼすものではないこと等を定めたものであります。

本委員会におきましては、福田内閣総理大臣、園田外務大臣、砂田文部大臣並びに政府委員に対し、日中平和友好条約の基本的性格と意義、中国及び米国の世界戦略とこの条約との関連、覇権の意味をめぐる日中間の認識の相違と条約運用上の問題、今後のわが国の対ソ、対朝鮮外交のあり方、この条約と日米安保条約との関連、尖閣諸島の問題、今後の日中間の経済文化交流、中ソ対立及び米中間の現状と見通し、中ソ同盟条約廃棄の問題等各般にわたって質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知を願います。

本日、質疑を終え、討論に入りましたところ、自由民主党・自由国民会議を代表して鳩山委員、日本社会党を代表して戸叶委員、公明党を代表して渋谷委員、日本共産党を代表して上田委員、民社党を代表して和田委員、社会民主連合を代表して桑委員より、それぞれ賛成の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙吉) 本件に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。稲嶺一郎君。

〔稲嶺一郎君登壇、拍手〕

○稲嶺一郎君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となっております日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約に対し賛成の意見を述べたいと存じます。

六年前日中関係が正常化されて以来、懸案でありました日中平和友好条約は、本院における国会審議を終え、いよいよ来る二十三日には両国間で批准書の交換が行われる予定であります。戦後の日本外交の最も重要な成果の一つであり、新しい日本外交のスタートとしてきわめて意義深いものがあります。ここに至りますまでの福田総理の適確なる決意、外務大臣を始めとする外務省当局の御苦労を多とするとともに、国民世論の力強い声援に深く感謝いたしますのであります。

以下、本条約の特色について二、三触れてみたいと存じます。

その第一は、本条約締結に際して、全方位平和外交の精神のもとに自主外交を貫いた点であります。

わが国は、今回の中国との条約交渉に当たっては、日中共同声明の原則に基づくとともに、いかなる国とも隣友好関係を維持発展するという全方位平和外交を基本原則として交渉に当たったことは御承知のとおりであります。これに対し、中国は、反覇権を基本姿勢として強く主張され、こ

のため十六回にわたり両国の会談が積み重ねられました。結果的には両国首脳の決断により、首尾よく妥結に至っておりますが、これには日中双方の政治情勢がお互いにタイムリーに合致した、いわゆる時の氏神が味方したというラッキーな面もありましようが、外務省当局が、複雑困難な国際的背景の中で、誠心誠意、粘り強く交渉を行い、独力でその血路を開いた結果、双方が満足のいく形でまとまったことも事実であり、これはわが国自主外交の輝かしい成果として高く評価できるものと思ふのであります。

第二は、反覇権条項の歯どめとして第三国条項が規定されたことにより、わが国の基本的立場が将来にわたり確保されている点であります。

本条約の締結に当初慎重であった意見の多くは、覇権問題の帰趨いかんにより、わが国は中ソ対立の渦中に組み込まれるのではないかと、ソ連を敵に回すことは北方領土、漁業問題などで得策でないとする意見があり、この覇権問題の処理が交渉妥結の行方を決めるポイントとして重大な意義を持つておりました。この件について、訪中された園田外相は、黄華外交部長との政治折衝で、覇権にどう対処するかはその国の主権的判断で決まるとあり、日中平和友好条約における覇権反対は日中両国のいずれも覇権を求めないことを確認するのが本旨である、また、この条約はある一

国を念頭に置いたものではなく、国際情勢が変化しても変わらぬ長期的な日中友好を確立するとい

うことを主張され、結果的にはこの趣旨にのっとり条約がまとめられております。したがって、第二条において、日中両国は、そのいずれも、アジア・太平洋地域に限らず、他のいずれの地域においても、いかなる国または国の集団による覇権の試みがあれば反対するのですから、特定の国を指していないことは明らかであります。

また、第四条で、各締約国が第三国との関係に関する立場に何ら影響を及ぼさない旨を規定しておりますことは、日米関係を基軸とするわが国外交の基本的立場がこの条項によって将来にわたって確保されておることとあります。東南アジア諸国には中国の覇権に懸念を抱いていた国もありましただけに、この二条の規定は、これら諸国に安堵感を与えるという副次的効果も認められるのであります。今回の日中条約が条約本文に反覇権条項を規定するという新しい条約スタイルとなっておりますが、わが国の全方位平和外交の精神が十分盛り込まれたものとして高く評価できるのであります。

第三は、中ソ友好同盟相互援助条約及び尖閣諸島の問題であります。これは条約そのものと直接関係はないとしても、これが帰結は大きな問題であり、国民的関心の的でありましたが、外務大臣は鄧小平副主席との会談で、前者については、先方より来年四月には同条約廃棄のための必要な措置をとるとの強い感觸を得、また、後者については、先方が再び先般の事件のような争いを起

昭和五十二年十月十八日 参議院会議録第六号

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件

一一二

このことはいと述べたと談話を通じて明らかにしておりますが、私はこれを是とし、国際信義の上からこれを全面的に信じたいのであります。尖閣諸島は、将来日ソ間の領土問題との関連においても心配をする向きがありますので、この際、同諸島の実効的支配の維持については毅然たる態度で臨んでいただきたいと存する次第でございます。

以上申し上げましたように、今回締結を見ました日中条約は、悠久三千年、歴史的にも文化的にも一衣帯水の深い関係にあった両国が、共同声明に明記された基本原則に従い、平和友好関係を確固にする基礎を築くものでありまして、政府は、新しい日中新時代を踏まえ、将来にわたってこれが長期的かつ安定的な関係への樹立のために、経済、文化面の交流を含めて一層の貢献に努められ、もってアジア及び世界の平和と安定に寄与することを期待して、本条約の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙吉) 小野明君。
〔小野明君登壇、拍手〕

○小野明君 私は、日本社会党を代表し、日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約に賛成の討論を行わんとするものであります。

顧みますれば、過去二世紀におけるわが国と中国との間の関係は、まことに不幸な歴史の連続でありました。近代国家として出発した明治の日本

が、外国との間に初めて対等の条約を結んだのは一八七一年、明治四年の日清修好条約でありました。これにより、日清両国は対等の基礎の上に、恒久的な友誼と相互不可侵を約束し合ったのであります。ところが、やがて、朝鮮半島における覇権をめぐる抗争状態に陥り、戦火を交えることとなりました。以来、日本の軍閥と財閥による中国への拡張と支配の政策は、とどまることなく着々と進められ、ついには日中間の本格的戦争へと発展を遂げ、第二次世界大戦におけるわが国の敗戦へと導かれたのであります。

この間、日本の侵略政策が中国の民衆に与えた苦痛と屈辱は言語に絶するものであります。しかも、このような日中間のゆがんだ関係は、戦後においても長い間は正されなかったものであります。すなわち、全面講和を主張するわが党の強い要求にもかかわらず片面講和を結んだ保守党政府が、中国本土を有効に支配し、大多数の中国人民を正統に代表する中華人民共和国政府ではなしに、台湾の国府を講和の相手として選択したことによりまして、日中間には新たな対立と変則状態がもたらされたのであります。

このような不幸な歴史を振り返って見るとき、いまここに、日中両国が名実ともに過去の不幸な関係を清算し、子々孫々に至る友好と不戦を誓い合い、アジアにおける平和と安定の基礎を打ち立てるべく平和友好条約を調印するに至りましたことは、まことに意義深いものがあり、わが党は心

からこれを歓迎するものであります。(拍手)

わが党は、結党以来、日中関係のひずみを正すべく、日中国交回復を外交の基本政策の一つに掲げ、そのために国民の先頭に立って、たゆまざる努力を続けてまいりました。その間、故浅沼稲次郎委員長の名を賭した努力があったことも御承知のとおりであります。中国には、「水を飲む者は井戸を掘った人を忘れてはならない」という有名なことわざがございますが、言うならば、この条約は、単にここ数年間の政府間の交渉によってのみ調印に導かれたものではなく、多くの先覚者たちの血のにじむような努力と犠牲によって切り開かれてきたものであります。それを思うとき、本条約が国会で承認される今日、私はひとしお感慨なきを得ないのであります。

さて、本条約は今後子々孫々に至る日中間の平和友好関係の基礎となるべきものであります。が、しかし、本条約を締結することは、決してわが国と中国とが同じ政策をとることを意味するものではないとせん。わが国にとっていま最も肝要なことは、本条約を基礎に中国との間に真の平和友好関係を発展させつつも、アジアの平和と安定のために、いかにしてわが国独自の平和外交戦略を打ち立て、それを実行に移していくかということでありまして、そのために、私は特に次の諸点を強調したのであります。

その第一は、本条約で反覇権を約束したわが国は、文字どおり、それをわが国の平和憲法と国連

憲章の精神に立脚する普遍原則として受けとめ、いやしくもそれをアジアにおけるパワーゲームに利用したり、また、巻き込まれたりしてはならないということでありまして。

最近、やもすれば、反覇権についての中国の独自の認識に便乗し、ことさらに日米安保体制を正当化したり、わが国の有事立法問題の提起に見られるごとく、防衛力の強化をおおる風潮が見られますが、これこそまさに、わが国がパワーゲームに巻き込まれる危険な道であると言わなければなりません。(拍手)この際わが国がとるべき平和戦略の基本は、特定の国との軍事体制の強化や、有事立法、防衛力の増強を図ることではなくして、緊張を緩和し、紛争を未然に防止するため多角的な外交努力を展開することでありまして。とりわけ、もう一つの隣国であるソ連との間には領土問題という困難な問題はあつたにいたしまして、経済、文化、その他あらゆる側面において交流と理解を深め、正常な友好関係を発展させ、その中で領土問題を解決していく努力が必要であります。

第二には、朝鮮半島に対する政策の転換であります。

わが国と朝鮮半島との間には、日中関係と同じような不幸な歴史が存在したわけであります。が、朝鮮民主主義人民共和国に関する限り、いまだにこの不幸な関係は全く清算されていないのであります。わが国がいまとるべき道は、韓国への

一方的なてこ入れを強化することではなくして、朝鮮民主主義人民共和国とも政府間の接触と交流に努め、それにより朝鮮半島の緊張緩和に寄与し、自主的平和統一の実現に少しでも貢献していくことであらねばなりません。

第三には、ASEANを初めとし、アジア諸国との真の友好関係の発展を図ることであります。

覇権とは、単に軍事的、政治的支配を意味するだけでなく、経済的支配もまた覇権行為にほかなりません。わが国が、もしその圧倒的経済力を背景に、アジア諸国の特定政権の延命等に寄与したり、あるいはアジア諸国の民衆の生活に不当な影響を及ぼすようなことがありとすれば、それこそまさしく覇権というそりを免れないであります。わが国に与えられた使命は、アジアの一員として、アジアの民衆の真のニーズに即した経済技術協力を通じて、アジアの人々の平和と福祉に貢献することです。その意味で、ややもすれば単に市場や原料供給地としてしか見ないわが国のアジアへの経済進出は、この際抜本的に見直されなければなりません。同じことは、今後の中国との経済交流についても言えるのであります。国家間の真の友好とは、相手が中国であれ、アジア諸国であれ、あるいはどこの国であろうとも、民衆と民衆との触れ合いと理解を通じてのみ生ずるものであります。そこから諸国家間の平和と安定の基礎も生じるのであります。

願わくは、この歴史的な条約が、わが国と中国と

の間の民衆の強いきずな基礎となり、さらにわが国の平和と外交戦略の新たな出発点となることを強く要望して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙吉) 渋谷邦彦君。

〔渋谷邦彦君登壇、拍手〕

○渋谷邦彦君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件に対し、賛成の討論を行うものであります。

一九七二年九月、長年にわたる日中両国の不幸な関係に終止符を打ち、歴史的な日中共同声明により国交正常化が実現して以来六年余、ようやく日中双方の満足する形で平和友好条約が批准されますことは、まさしくわが国外交史上特筆すべきことであり、心から歓迎するものであります。

日中両国は一衣帯水の隣国として、一時期を除いては、今日まで長い伝統と友好の関係が保たれてきましたことは歴史にも明らかであります。日中両国間には社会体制の相違はあるにせよ、本条約は日中共同声明の原則と精神を踏まえ、恒久的平和友好関係の確立、国連憲章の原則に基づく紛争の平和的解決、反覇権の取り決めに盛り込まれた画期的な条約であります。特に反覇権条項は、国連憲章の平和原則の精神であり、同時に、わが国の憲法に明示されている恒久平和主義にも合致するものであります。過去の暗い軍国主義の反省と戒めとなるべきものであると確信するものであります。

あります。

本条約のもう一つの特徴は、政治体制の異なる国の平和共存のモデルをつくり上げたことであります。自由主義国家と社会主義国家が永遠の友好を誓い合うとともに、双方とも覇権を求めず、他国のそうした試みにも反対することを条約でうたったのは前例のないことであります。したがって、本条約の締結は、新たな日中友好の発展にとどまらず、アジアの、ひいては世界の平和安定に寄与するとともに、同時に、わが国の平和外交の基礎となるべきものであることを強く主張するものであります。それゆえに、アジアと世界の緊張緩和、恒久平和達成には、今後の日本政府の外交姿勢と努力が大きく左右することを指摘しておきたいのであります。

さて、本条約の締結に至るまでの経緯にかんがみ、将来を展望するとき、わが国の置かれている国際環境は決してなまやさしいものではなく、また、政府の外交政策もきわめて多くの問題点を抱えていると思ふのであります。それは、大国間の微妙な関係の中で右顧左弁を続けてきた無原則な政府の外交姿勢が国際的な不信を高め、それによって大きな誤解を生み、ひいてはわが国の立場を困難にする危険性をはらんでいるとも言えるからであります。本条約の締結をわが国外交の一つの転換の原点として、厳粛な認識に立ち、従来の場当たり的なとも言える外交政策を改め、真の主・平和・中立の等距離完全中立外交政策を確立

すべき必要のあることを強く訴えておきたいのであります。

わが公明党は、今日まで、日中平和友好関係の確立こそ、わが国の平和と安定、さらにはアジアの発展と繁栄のために欠かすことのできない重要課題であるとの認識に立ち、等距離中立平和外交の観点から、昭和四十六年、わが党の訪中団と中日友好協会との間に共同声明を発表し、日中復交五原則を明らかにしました。また、日中国交正常化実現の直前には、わが党の竹入委員長が故周恩来総理と長時間にわたり、共同声明の骨格について具体的な詰めをいたしました。さらに、本年三月、わが党の第六次訪中団に対し、中国政府より四項目の見解が示され、本条約締結のために基礎的な準備を果たすことができました。

いずれにせよ、この条約の発効は日中両国の新たな出発点であり、日中共同声明並びに本条約に盛り込まれた精神と諸原則を誠実に履行し、さらにそれを発展させ、子々孫々に至るまで日中間の平和友好関係の樹立を不動のものにすることはもちろん、アジアと世界の平和と安定に貢献することとがわれわれに課せられた重大な使命であります。

私は、政府に対し、本条約の締結を機といたしまして、強力な真の平和と外交を推進すべきことを重ねて要望し、賛成の討論を終わるものであります。(拍手)

昭和五十三年十月十八日 参議院會議録第六号

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件

○議長(安井謙吉) 立木洋君。

「立木洋君登壇、拍手」

○立木洋君 私は、日本共産党を代表して、日中平和友好条約批准案件に対し、賛成の討論を行うものであります。

日中兩國間に平和五原則に基づく友好関係を正しく確立することが、兩國関係の今後にとってだけでなく、兩國がそれぞれ重要な地位を占めるアジアの将来にとってもきわめて重要な課題であることは言うまでもありません。

その点で、まず初めに、日中兩國の関係を不正常なものにしてきた過去及び現在の事情について明らかにする必要があります。

第一に、戦前、日本軍国主義が中国に対して侵略戦争を行い、中国人民に甚大な被害を与え、また戦後も、日本政府はアメリカと共同して、台湾政權を中国を代表する正統な政府とみなすという不当な虚構に固執し、さらに、中華人民共和国の領土である台湾を日米軍事同盟の発動地域に加え、中国の主權を侵害する態度を国交回復後の現在もなおと続けているというのであります。

第二に重大なことは、中国側が、この十余年来、日本国民の運動に対する武装闘争路線の押しつけを図り、放送や出版物でこれを呼びかけ、あるいはにせ左翼暴力集団の暴力と破壊の活動を公然と励ますなど、自分の路線を他国民に押しつける大国主義的覇權主義的行爲に出ていることのであります。たとえば、昨年の七月十一日の日本向け

北京放送は、「鉄砲から政權が生まれる」と言い、武装闘争の用意を公然と呼びかけているのであります。また、兩國間の各種の公的な交流においても、こうした押しつけに日本共産党が反対していることを理由に、わが党の黨員の排除を要求するといった不法な干渉行為にまで及んでいるのであります。

今回の条約締結交渉に当たって、中国側は反覇權条項に最後まで固執しましたが、その最大の動機が、特定の国を敵として世界的な共同戦線をつくらうとする中国の特殊な外交路線——三つの世界論と反覇權國際統一戦線論にわが国を同調させる、そのような干渉の押しつけの新たな企てにあったことは言うまでもないところであります。

このような状況のもとで、わが党は、戦前、あらゆる迫害に抗して中国侵略戦争に断固として反対し、日中兩國人民の真の友好と連帯の立場を貫いてまいりました。戦後は、中華人民共和国成立以来、その承認と国交回復、平和五原則に基づく友好関係の確立のために積極的な努力を続けてきました。そして、わが党は、日本国民の運動に対する中国側からの大国主義的干渉と覇權行為に対して、その誤りを道理をもって指摘し、いかなる不当な干渉も許さない自主独立の態度を確固として堅持してきた政党であります。

わが党は、本条約の審議に当たり、以上の立場から、この条約が今日の兩國関係の複雑な現実に照らして、平和五原則に基づく兩國関係を正しく

確立する上で具体的にどのような意味と役割りを持つかを徹底的に解明することを重視してきたのであります。これは、日本の進路に対する政党としての当然の責任であります。

その結果、わが党は、次の諸点に関し政府答弁が明確にした日中間の合意や日本政府の公的解釈を確認し、それを条件として、本条約承認案件に賛成の態度を表明するものであります。

その第一は、この条約の最大の問題点である反覇權条項に関して、政府が、反覇權は特定の第三国を指したものでないということ、覇權行為の認定は日中兩國がそれぞれの立場とやり方で自主的に行うということ、この条約によって日本と中国の共同行動が義務づけられるものではないという点について日中間の合意があると答弁したことであります。また、政府は、日本の外交がこの条約によって、中国側の特殊な外交路線に拘束されるようなことはないし、日中あるいは米日中の同盟につながるものでは絶対ないということを繰り返して言明しました。

第二は、中国のわが国に対する内政干渉について、政府が、他国にその意思に反して自分の意思を押しつける政治的強制や干渉は、力の行使に直接よらない場合も、この条約が反対している覇權行為の内容に含まれることを明らかにしたことのであります。中国側の特定の路線の押しつけや、中国への入国に際しての不当な差別を不平等であると認め、その改善の努力を約束しました。

第三は、政府が、尖閣列島をわが国の歴史的領土とみなす正当な立場を貫くことを言明し、また、この問題が中国側から兩國間の紛争問題として再び提起されることはないだろうという見通しも明らかにしたことのであります。

わが党は、政府が、これらの言明を日本国民と世界に対する公約として厳格に実行するとともに、いかなる干渉をも黙過せず、条約に明記された平和五原則をかたく守ることを強く要求するものであります。しかし、同時に、日中平和友好条約の成立によって日中兩國間の平和五原則に背く不平等な関係が全面的に解決されたことを意味するものでないことを率直に指摘しなければなりません。

すなわち、アジアの平和を脅かす覇權主義の性格を持った日米安保条約による日米軍事同盟の強化と日本軍国主義復活の策動が、軍事ファシズムにはかならない有事立法を含めて、強力に推進されているのであります。一方、対ソ戦略の思惑から日米軍事同盟賛成に方向転換した中国政府が、本条約成立を機会に、兩國間の軍事的交流の促進を初め、日本をその外交・軍事戦略に巻き込もうとする要求を一層あからさまにしつつあるのであります。こうした状況のもとで、もし政府の言明が厳格に実行されないようなことがあるなら、この条約が力の立場に基づく大国間の抗争に日本を巻き込む新たな契機となる危険があるのであります。

また、日本国民の運動に対する中国側の政治的干渉や覇権主義的行為が清算されていないことも、平和五原則に基づく両国と両国国民の真の友好関係にかかわる重大問題であります。私は、日中両国が「そのいずれも……覇権を求めるべきではなく」とした誓約が厳重に守られるべきであるという立場から、今後の中国側の動向を厳しく見守るものであります。

台湾問題についても、政府は、台湾が中華人民共和国の不可分の領土であることを承認しようとして、日米安保条約の極東条項や一九六九年の日米共同声明の台湾条項に対する態度を依然として変えておりません。

私は、これらの諸問題がわが国の将来と日中両国人民の真の友好、アジアの平和に重大なかわりを持つことを強く指摘するとともに、わが党が今後とも事態の展開と日本政府の態度を注視しつつ、問題の原則的解決のために国民とともに積極的に努力することを重ねて表明しまして、討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙吉) 和田春生君。

〔和田春生君登壇、拍手〕

○和田春生君 私は、民社党を代表し、日中平和友好条約の承認に賛成の立場から討論を行います。

このたび締結調印された本条約は、日中共同声明以来六年にわたる懸案がここに解決を見たとい

う点において、まことに意義深いものがあります。条約条文中わが国の主張をほぼ実現した日中平和友好条約の締結を歓迎するとともに、この条約交渉に当たり、福田総理、園田外務大臣を初め、関係者各位の払われた御努力に心から敬意を表する次第であります。

しかし、およそ国家間の関係や条約には表裏があり、積極的な面とネガティブな面もあります。また、二国間関係の発展が、当事国のみにとどまらず、周辺諸国を含め、国際情勢にさまざまな波紋を描くこともしばしば見られるところであり、その積極面にのみ目を奪われ、新たな期待感の波の中に看過し得ない問題点を埋没させてはなりません。

翻って、日中共同声明以来の中国側の体制や外交戦略の幾度の変遷を顧み、条約交渉が難渋した経緯や、本院審議における政府側の説明、答弁などを率直に検証いたしますに、歓迎し首肯に値するものとともに、かなりの疑念をも禁じ得ません。しかし、いまこの時点に立って、すでに締結調印済みの本条約について、その利害得失を大局的に勘案した場合、これを承認することに、わが国益を開き世界の平和に寄与し得る道ありと判断し、本案件に賛成するものであります。したがって、あえて表現すれば、手放しではない賛成というのが私どもの偽りのない立場であります。

以下、その主たる理由を四点にわたって述べたいと思います。

まず第一は、条約第二条の反覇権条項であります。

覇権反対が国際間の一般的、普遍的な原則として承認されることには、もとよりよろし手を挙げて賛成であります。しかし、われわれのこの主張と、主要な敵をソ連とし社会帝国主義反対の反覇権統一戦線結成を目指す中国の立場との間には、越えがたい決定的な隔りがあります。この彼我の間の深いみぞのゆえに条約交渉も難渋を重ねたという事実は何人の目にも明らかであります。そのみぞは、今回の友好条約締結によっても埋められず、第四条のいわゆる第三国条項を設けることによって、それぞれの立場を留保しながら本質的な問題の回避が図られたわけであり、その点、事をこきまで運んだ政府の精力的な外交努力を多とするにやぶさかではありません。

が、一方、反覇権条約の成立について、外交辞令は別として、諸外国の論調の多くが中国外交の大成と称していることも見逃がし得ないところであり、そうまでして反覇権条項を本文化したことにいかなるメリットを考え得るでありましょうか。対ソ関係を初め、今日の国際情勢にあつては、それがデメリットとしてわが国に反作用を及ぼす危険性の方がはるかに大であります。ポスト日中条約の外交政策上、重ね重ね賢明な配慮と慎重な言動を要する次第であります。

第二は、条約締結を契機とし、過熱さみときえ見られる日中経済関係についてであります。

日中経済協力の進展と中国の四つの近代化政策とは不可分の関係にあります。経済力と軍事力の間には境界がありません。たとえば、鉄鋼は軍備の主要な材料の一つであり、石油もしかり、高度のコンピュータ技術は近代兵器の管制誘導システムに不可欠のものであります。中国は、四つの近代化のうち、とりわけ軍事力の近代化と増強のために、工業と技術の急速な近代化を求め、日本を含む西側先進工業国との経済的提携に積極的な意図をいささかも隠そうとはいたしておりません。日中経済関係の発展が必然的にもたらす中国軍事力の強大化が、いつの日か周辺諸国への脅威の要因となり、ひいてはわが国の立場にネガティブな影響をもたらすおそれがあるのであります。

いまや世界屈指の経済大国となり、大きな対外影響力を持つに至った日本は、わが国政府や国民の主観的意図にかかわらず、国際的なパワーゲームの外に超然とすることは現実的に不可能な地位に置かれております。その日本が、日本的観念で経済と軍事力を形式的に引き離し、ひとりいい子になろうとしても、他の国から素直にそのままだと解されるとは考えられません。日中条約の締結に浮かれることなく、また、政府と経済人が目先の利に走り後ではぞをかむことにならないよう、特に注文をつけておきたいところであります。

第三は、尖閣諸島の問題についてであります。本件について、日本政府は、日中条約交渉にお

日本國と中華人民共和國との間の平和友好條約の締結について承認を求めるの件

りも新たな課題へのスタートであります。この条約が世界の平和に真に寄与する基礎となり得るかな否かは、わが国と中国双方のこれからの対応いかににかかっていることを深く銘記したいと思うのであります。

さて、最後の問題は、台湾地域を含む東アジアの安全保障と、中華民国政府との事実関係の将来についてであります。この点については、本院外務委員会の質疑を通して、変化を望まず、現状

格。

○議長（安井謙君）過半数と認めます。よって、

本件は承認することに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	安井	謙君
	副議長	加瀬	完君

し、他方、中國政府の言動が示すところによれば、中國側が領有権の基本的な主張を引つ込めるという保証はどこにも見当たらないのであります。二百海里と大陸だなをめぐり、今後日中間における深刻な課題となり得る尖閣諸島について、政府が甘い期待をぬぐい去り、厳しい姿勢と的確な外交戦略で臨まれるよう、警告を含めて要望しておきたいと思ひます。

他にも多くの問題点が認められますが、いずれにせよ、日中条約の締結は、問題の帰結というよ

筆すべきあり方を示していると言わねばなりません。こうした歴史と経緯の上に現在の事実関係が存在しているわけでありますから、今日、日中平和友好条約が締結されたものにあつても、この関係を大切に考え、日本側から傷つけるようなことがあつてはなりません。それは、国家間の公式関係やパワーゲームのりを越え、日本人の心と生きたまの課題であると信ずるからであります。

以上の所見を特に付して、私の賛成討論を終わります。ありがとうございます。(拍手)

峯山 昭範君
上林繁次郎君

阿部 憲一君	和田 春生君
遠藤 政夫君	衛藤征士郎君
原田 立君	矢追 秀彦君
田代富士男君	黒柳 明君
栗林 卓司君	木島 則夫君
桧垣徳太郎君	吉田 実君
鈴木 一弘君	宮崎 正義君
渋谷 邦彦君	柏原 ヤス君
藤井 恒男君	中村 利次君
原 文兵衛君	中村 禎二君
二宮 文造君	白木義一郎君
小平 芳平君	多田 省吾君
中尾 辰義君	向井 長年君
新谷寅三郎君	上原 正吉君
大石 武一君	下村 泰君
江田 五月君	前島英三郎君
市川 房枝君	青島 幸男君
喜屋武眞榮君	秦 豊君
田 英夫君	前田 勲男君
亀長 友義君	北 修二君
熊谷 弘君	下条進一郎君
鈴木 正一君	岩崎 純三君

昭和五十三年十月十八日 参議院会議録第六号

伊江 朝雄君	淺野 祐君	望月 邦夫君	最上 進君	目黒今朝次郎君	赤桐 操君	和田 静夫君	和松 英一君
長谷川 信君	後藤 正夫君	細川 護熙君	齋藤 十朗君	小山 一平君	石本 茂君	立木 洋君	橋本 敦君
戸塚 進也君	糸山英太郎君	青井 政美君	石破 二朗君	鈴木 省吾君	久次米健太郎君	久保 亘君	小野 明君
中西 一郎君	上田 稔君	大島 友治君	岡田 広君	菅野 儀作君	安永 英雄君	川村 清一君	田中寿美子君
坂元 親男君	寺下 岩藏君	斎藤栄三郎君	山東 昭子君	竹田 四郎君	熊谷太三郎君	野口 忠夫君	栗原 俊夫君
林 道君	安孫子藤吉君	植木 光教君	安田 隆明君	大塚 喬君	山内 一郎君	市川 正一君	渡辺 武君
世耕 政隆君	小林 国司君	梶木 又三君	藤井 丙午君	加藤 武徳君	山崎 昇君	秋山 長造君	小谷 守君
中山 太郎君	志村 愛子君	嶋崎 均君	稻嶺 一郎君	舊々久保重光君	山崎 昇君	吉田忠三郎君	戸叶 武君
古賀雷四郎君	河本嘉久蔵君	増田 盛君	徳永 正利君	浜本 万三君	瀬谷 英行君	小柳 勇君	阿具根 登君
金井 元彦君	片山 正英君	江藤 智君	大谷藤之助君	坂倉 藤吾君	佐藤 三吾君	藤田 進君	河田 賢治君
土屋 義彦君	長田 裕二君	鍋島 直紹君	西村 尚治君	下田 京子君	佐藤 昭夫君	宮本 顕治君	上田耕一郎君
木村 睦男君	八木 一郎君	藤田 正明君	玉置 和郎君	大森 昭君	松前 達郎君	國務大臣	
源田 実君	郡 祐一君	内藤菅三郎君	柿沢 弘治君	穉山 篤君	山中 郁子君	法務大臣	瀬戸山三男君
二木 謙吾君	小澤 太郎君	円山 雅也君	降矢 敬雄君	安武 洋子君	内藤 功君	外務大臣	園田 直君
岩動 道行君	園田 清充君	降矢 敬義君	有田 一寿君	安恒 良一君	吉田 正雄君	厚生大臣	小沢 辰男君
丸茂 重貞君	大鷹 淑子君	森田 重郎君	野末 陳平君	福島 茂夫君	丸谷 金保君	運輸大臣	福永 健司君
井上 吉夫君	上條 勝久君	林 寛子君	福島 茂夫君	大木 正吾君	小巻 敏雄君	郵政大臣	服部 安司君
初村満一郎君	岩上 二郎君	藤井 裕久君	高杉 勉忠君	杏脱タケ子君	森下 昭司君	自治大臣	加藤 武徳君
田代由紀男君	山本 富雄君	村沢 牧君	勝又 武一君	福岡日出麿君	野田 哲君	自治大臣	
真鍋 賢二君	増岡 康治君	宮田 輝君	福岡日出麿君	青木 薪次君	粕谷 照美君	國家公安委員	
高橋 圭三君	高平 公友君	鳩山威一郎君	広田 幸一君	對馬 孝且君	神谷信之助君	國務大臣	宮澤 喜一君
竹内 深君	中村 啓一君	志吉 裕君	高橋 譽富君	小笠原貞子君	片岡 勝治君	官	
成相 善十君	野呂田芳成君	中村 太郎君	永野 嚴雄君	寺田 熊雄君	上田 哲君		
坂野 重信君	堀内 俊夫君	夏目 忠雄君	片山 基市君	宮之原貞光君			
佐々木 満君	森下 泰君						

昭和五十三年十月十八日 参議院會議録第六号 議長の報告事項

議長の報告事項

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任 補欠

和田 春生君 柳澤 鍊造君

運輸委員

辞任 補欠

柳澤 鍊造君 和田 春生君

予算委員

辞任 補欠

勝又 武一君 目黒今朝次郎君

太田 淳夫君 相沢 武彦君

山中 郁子君 上田耕一郎君

有田 一寿君 柿沢 弘治君

決算委員

辞任 補欠

小野 明君 片山 基市君

議院運営委員

辞任 補欠

目黒今朝次郎君 小谷 守君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任 補欠

三治 重信君 柄谷 道一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで
ある。

地方行政委員会

理事 衛藤征士郎君 (夏目忠雄君の補欠)

理事 金井 元彦君 (望月邦夫君の補欠)

災害対策特別委員会

理事 梶木 又三君 (坂元親男君の補欠)

理事 太田 淳夫君 (太田淳夫君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。よつて議長は即日これを物価等対策特別委
員会に付託した。

無限連鎖講の防止に関する法律案 (物価問題等
に関する特別委員長提出)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融
通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処する
ための特別の財政援助等に関する法律の一部を

改正する法律案

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦

貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第四次
延長に関する千九百七十八年の議定書の締結に
ついて承認を求めるの件

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため
衆議院に送付した。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融
通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処する
ための特別の財政援助等に関する法律の一部を
改正する法律案 (災害対策特別委員長提出)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

昭和五十三年度一般会計補正予算 (第1号)

昭和五十三年度特別会計補正予算 (特第1号)

昭和五十三年度政府関係機関補正予算 (機第1
号)

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に関する調査
一、目的 地方行政制度の改善、地方財政及び
地方税制の確立、警察、消防等の問題につい
て調査研究する。

一、方法 政府、地方公共団体その他関係方面

より意見聴取及び資料の収集並びに実地調査
を行う。

一、期間 今期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求めます。

昭和五十三年十月十二日

地方行政委員長 永野 厳雄

参議院議長 安井 謙殿

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員中村
啓一君及び同藤井恒男君の辞任を許可しその補欠
として左記の者を選任し、予備員の職務を行う順
序を頭書のように決定した旨本院事務総長から裁
判官弾劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長に通知
した。

記

第一順位 鈴木 正一君

第四順位 降矢 敬義君

同日本院は、裁判官訴訟追委員会永野厳雄君及び同予
備員坂野重信君、同田代富士男君の辞任を許可し
その補欠として左記のとおり選任し、予備員の職
務を行う順序を頭書のように決定した旨本院事務
総長から裁判官訴訟追委員会委員長及び衆議院事務
総長に通知した。

記

裁判官訴訟追委員

安孫子藤吉君

同予備員

第二順位 藤井 裕久君

第四順位 広田 幸一君

同日本院は、檢察官適格審査会委員本院議員永野
嚴雄君が常任委員長に選任されたため国会法第三
十一条第二項の規定により同審査会委員の職を解
かれたのでその補欠及び同予備委員を左記のとお
り選出した旨内閣に通知した。

記

檢察官適格審査会委員

參議院議員 秦野 章君

同予備委員

(秦野章君の
予備委員) 參議院議員 山中 郁子君

同日本院は、四国地方開発審議会委員本院議員久
次米健太郎君が常任委員長に選任されたため国会
法第三十一条第二項の規定により同審議会委員の
職を解かれたのでその補欠として左記の者を指名
した旨内閣に通知した。

記

參議院議員 青井 政美君

同日本院は、中国地方開発審議会委員本院議員二
木謙吾君の同審議会委員辞任による補欠として左

記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

參議院議員 成相 善十君

同日本院は、首都圏整備審議会委員本院議員菅野
儀作君が常任委員長に選任されたため国会法第三
十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解
かれたのでその補欠として左記の者を指名した旨
内閣に通知した。

記

參議院議員 高橋 普富君

同日本院は、離島振興対策審議会委員本院議員原
文兵衛君の同審議会委員辞任による補欠として左
記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

參議院議員 竹内 潔君

同日本院は、北海道開発審議会委員本院議員町村
金五君が常任委員長に選任されたため国会法第三
十一条第二項の規定により同審議会委員の職を解
かれたのでその補欠として、また、同植木光教君
の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を
指名した旨内閣に通知した。

記

參議院議員 北 修二君

同 中村 啓一君

同日議長は、社会保障制度審議会委員本院議員石
本茂君、同佐々木満君及び同丸茂重貞君の同審議
会委員の任期満了による後任として左記の者を推
薦する旨内閣に通知した。

記

參議院議員 石本 茂君

同 佐々木 満君

同 福島 茂夫君

同日議長は、地方制度調査会委員本院議員夏目忠
雄君の同調査会委員辞任による補欠として左記の
者を推薦する旨内閣に通知した。

記

參議院議員 金井 元彦君

同日国会において議決した次の予算を内閣に送付
し、その旨衆議院に通知した。

昭和五十三年度一般会計補正予算(第1号)

昭和五十三年度特別会計補正予算(特第1号)

昭和五十三年度政府関係機関補正予算(機第1
号)

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

町村 金五君 前田 勲男君

柳澤 鍊造君

和田 春生君

運輸委員

辞任

補欠

和田 春生君

通信委員

辞任

補欠

前田 勲男君

町村 金五君

予算委員

辞任

補欠

上田 稔君

鍋島 直紹君

決算委員

辞任

補欠

片山 甚市君

小野 明君

安武 洋子君

橋本 敦君

議院運営委員

辞任

補欠

橋本 敦君

安武 洋子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

公害対策及び環境保全特別委員

辞任

補欠

堀見 俊二君

久次米健太郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりで

ある。

決算委員会

理事 楠 正俊君 (斎藤十朗君の補欠)

科学技術振興対策特別委員会

理事 亀井 久興君 (望月邦大君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

医療法の一部を改正する法律案 (社会労働委員長提出)

去る十四日議員から次の質問主意書が提出された。

硫黄島の復興計画と旧島民の帰島に関する質問主意書 (二宮文造君提出)

一昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

徳永 正利君

降矢 敬義君

文教委員

辞任

補欠

勝又 武一君

高杉 勉忠君

社会労働委員

辞任

補欠

高杉 勉忠君

勝又 武一君

建設委員

辞任

補欠

降矢 敬義君

徳永 正利君

決算委員

辞任

補欠

橋本 敦君

安武 洋子君

議院運営委員

辞任

補欠

安武 洋子君

橋本 敦君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

医療法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

無限連鎖講の防止に関する法律案

物価等対策特別委員会に付託

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約

の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

特定船舶製造業安定事業協会法案

運輸委員会に付託

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

公職選挙法改正に関する特別委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

特定不況地域離職者臨時措置法案

社会労働委員会に付託

特定不況地域中小企業対策臨時措置法案

商工委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案 (小此木彦三郎君外四名提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

沖縄県在住の被爆者の援護に関する質問主意書

(喜屋武眞榮君提出)

昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

秦 豊君

田 英夫君

地方行政委員

辞任

補欠

夏目 忠雄君

田代由紀男君

外務委員

辞任

補欠

立木 洋君

上田耕一郎君

田 英夫君

秦 豊君

文教委員

辞任

補欠

高杉 勉忠君

勝又 武一君

社会労働委員

辞任

補欠

勝又 武一君

高杉 勉忠君

農林水産委員

辞任

補欠

田代由紀男君

夏目 忠雄君

建設委員

辞任 補欠

上田耕一郎君 立木 洋君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

交通安全対策特別委員

辞任 補欠

山中 郁子君 渡辺 武君

物価等対策特別委員

辞任 補欠

赤桐 操君 村沢 牧君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

大蔵委員会

理事 戸塚 進也君 (細川護熙君の補欠)

運輸委員会

理事 高平 公友君 (山崎竜男君の補欠)

通信委員会

理事 鈴木 省吾君 (西村尚治君の補欠)

建設委員会

理事 堀内 俊夫君 (古賀雷四郎君の補欠)

理事 増岡 康治君 (坂野重信君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

医療法の一部を改正する法律案可決報告書

特定船舶製造業安定事業協会法案可決報告書

日本放送協会昭和五十年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書議決報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称 検査及び裁判の運営等に関する調査

一、目的 法務、検察及び裁判の民主的能率的運営をはかるため、これを推進改善するよう全般的検討を加えるとともに、人権侵犯その他個々の重要な問題について適切な措置を講ずる。

一、方法 政府、関係方面から説明及び意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十三年十月十七日

法務委員長 中尾 辰義

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 社会保障制度等に関する調査

一、目的 社会保障、社会福祉及び公衆衛生等に関する諸問題について調査を行い、適切な施策の樹立に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十三年十月十七日

社会労働委員長 刈馬 孝且

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 労働問題に関する調査

一、目的 雇用失業対策、労働基準、労使関係及び国際労働等現下の労働問題全般について調査を行い、適切な施策の樹立に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料を収集し、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

昭和五十三年十月十八日 参議院会議録第六号

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求めます。

昭和五十三年十月十七日

社会労働委員長 対馬 孝且

参議院議長 安井 謙殿

本日委員長から次の報告書が提出された。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等
の臨時特例に関する法律案可決報告書

無限連鎖講の防止に関する法律案可決報告書

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約
の締結について承認を求めるの件議決報告書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)
〒107